

## 国保加入者が交通事故などに遭ったときには

交通事故や傷害事件などのように、第三者（加害者）から傷害を受けた場合には、加害者が被害者の治療費を負担することが原則です。

このため、交通事故などで国民健康保険証を使って治療を受けた場合は、速やかに届出をしていただく必要があります。これにより国民健康保険が一時的に医療費を立て替えて後で加害者に請求することができま

す。届出をしないままに、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませると、国民健康保険が給付した医療費を全額返還していただくこととなりますのでご注意ください。

また、国民健康保険では、医療費を適正に給付するため、医療機関からの請求書（診療報酬明細書）を点検

## 広島県思いやり駐車場利用証の交付について

広島県では、県内の公共施設や商業施設などに設置された身体障害者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）を適正に利用していただくため、障害のある人など歩行困難な人に利用証を交付しています。

身体障害者（区分、等級により制限があります）・知的障害者（A・A）・精神障害者（1級）・難病患者・高齢者（要介護度1以上）・妊産婦、けが人などで歩行が困難な人

熊野町福祉課の他、広島県地域福祉課、各厚生環境事務所、各市町の窓口での受付・交付を行います（手数料は無料）。障害者手帳などの証明書類を提示してください。

広島県地域福祉課 ☎513・3142 ☎223・3572  
熊野町福祉課 ☎820・5605 ☎855・0155

しており、その結果、第三者行為による負傷である可能性がある場合には、負傷原因について問い合わせを行っていただきます。

第三者行為の把握は、本来国民健康保険で給付すべきではない費用を加害者に請求するために重要なものですので、問い合わせを受けられた人は、すみやかにご回答くださいますようお願いいたします。

国民健康保険被保険者証の更新について

## 国民健康保険被保険者証の更新について

現在お使いの国民健康保険被保険者証の有効期限は、9月30日までです。新しい国民健康保険被保険者証は、9月下旬に郵送します。

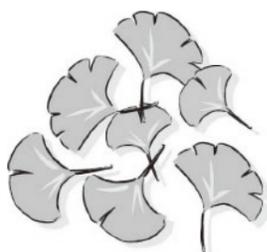
10月1日を過ぎても、被保険者証がお手元に届かないときにはご連絡ください。国民健康保険年金グループ ☎820-5604

## 退職（失業）時には、国民年金の届出が必要です

20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。

そのため、会社を退職された場合には、第2号被保険者（厚生年金）から第1号被保険者（国民年金）への変更の届出が必要となります。

また、第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）であった人についても、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届出が必要です。▼届出先：役場住民課または年金事務所



## 退職（失業）時には特例免除制度があります

保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

通常の免除申請では、申請者本人、配偶者、世帯主の前年所得が審査の対象となりますが、「特例免除制度」では、退職（失業）された人の所得は、審査対象から除外されますので、免除が受けやすくなります。

また、免除制度を利用すると、①免除された期間は老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されません。②免除された期間は老齢基礎年金の二分の一の年金額が保障されます。③万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生したときには、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができるとなります。▼届出先：役場住民課または年金事務所

は年金事務所  
国民年金手帳、雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など失業していることを確認できる公的機関の証明の写し  
広島南年金事務所 ☎253-7710、住民課保険年金グループ ☎820-5604

## 国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで

過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「10年の後納制度」は、9月30日まで

後納制度を利用するには申込みが必要です。詳しくは左記へお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011050、広島南年金事務所 ☎253-7710



利用証をルームミラーなどに掲示して駐車してください。

## 発達障害福祉月間について

毎年9月は、発達障害福祉月間です。

発達障害とは、広汎性発達障害（自閉症など）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害です。発達障害のある子どもは、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。

発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づ

き」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する私たち一人ひとりの理解が必要で

次の日時に相談を受けますのでお気軽にご相談ください。予約は不要です。

9月11日(金)午後2時～3時、9月17日(木)午前10時～11時

所 町立図書館（対面朗読室）

無料

また、町立図書館では9月末まで発達障害に関する本を集めて「発達障害ってなんだろう？」コーナーを設けています。ぜひ、お越しください。

町福祉課 ☎820-5605



## 子育て支援センターエンゼル通信

●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
15日(火)	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
18日(金)	9:30	とことこエンゼル（1歳～1歳11ヶ月）
25日(金)	9:30	わくわくキッズ（2歳以上）
29日(火)	11:00	9月生まれのお誕生会
10月5日(月)	9:30	とことこエンゼル1歳～1歳11ヶ月まで ※親子リトミック11:00～
10月6日(火)	9:30	ふわふわベビー（11ヶ月までの乳児・妊婦）
10月7日(水)	10:30	子育てなるほど講座「しつけ」

### ●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などをしています。

※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
17日(木)	9:30	中央ふれあい館

### ●おひさまルーム

上記日程と10月8(木)以外の9:30～11:30

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

- ほっとるーむ（月～金曜日13:00～15:30）  
※第3水曜日のみほっとるーむベビー（11カ月までの乳児対象）
- 「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）  
絵本の読み聞かせや季節の歌、作って遊べる簡単工作もあります。
- 「パパとおひさま」（毎月第2土曜日）9:30～11:30  
パパも「おひさま」デビューしてみませんか？もちろん、ママとお子さん、おじいちゃんおばあちゃんと一緒にOK！里帰りの親子さんも遊びに来て下さい。
- お誕生会  
毎月1回お誕生月のおこさんをみんなでお祝いしています。

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（西部地域健康センター内） ☎820-5502 ☎820-5503  
開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00  
第2土曜日9:30～11:30  
〈子育て相談 月～金曜日 13:00～17:00〉

## ストップ9 わが家の「ケータイルール」

夜9時以降、児童生徒はテレビゲーム・スマホをやめて、十分な睡眠を取りましょう。毎朝欠かさず朝食を食べ、基本的な生活習慣を身に付けましょう。

ひだまりサロン情報▼障害のある人やご家族が集うサロンを毎月開設しています。☎9月17日(木)午後2時～午後4時 福スペースぶなの森(貴船2番20号) 利用料 無料(飲物、材料などは実費) 町福祉課 ☎820-5605